

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 四九
- 生活保護法による指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった件 四九
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件 四〇
- 公有水面埋立ての免許に係る出願事項の変更の許可の申請があった件 四〇
- 都市計画事業を認可した件 四二
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 四二
- 東日本大震災復興特別区域法により都市計画を変更する件二件 四二
- 福島県選挙管理委員会 四三
- 個人演説会等を開催することができる施設の指定を取り消した旨報告があった件 四三

告 示

福島県告示第五百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十六年九月九日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
南相馬ひまわり訪問看護ステーション	南相馬市原町区西町一丁目五五―二	合同会社ひまわり	福島県南相馬市原町区西町二丁目五五―二	平成二十六年八月一日	訪問看護 介護予 防訪問看護
特別養護老人ホームほえみの里	田村郡三春町熊耳字神山二八七	社会福祉法人ほえみ福祉会	同 県田村郡三春町熊耳字神山二八七	同 日	地域密着型特定施設入居者生活介護
小規模多機能型居宅介護ほえみの里	同	同	同	同 日	小規模多機能型居宅介護

（社会福祉課）

福島県告示第五百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十六年九月九日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
河東訪問介護事業所	会津若松市河東町郡山字中子山二二	社会福祉法人会津若松市社	福島県会津若松市追手町五―三二	平成二十六年三月三十一日	訪問介護 介護予 防訪問看護

議会

(社会福祉課)

福島県告示第五百三十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十六年九月九日から同年十月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年九月九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ザ・ビッグ郡山喜久田店 福島県郡山市喜久田東原土地区画整理地四十街区一ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
(商業まちづくり課)

福島県告示第五百三十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十六年九月九日から同年十月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び伊達市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年九月九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ダイユーエイト保原店 福島県伊達市保原町上保原字正地内二十二番地一
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
(商業まちづくり課)

福島県告示第五百三十八号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第十三条の二第一項の規定により、公有水面埋立ての免許に係る出願事項の変更について、次のとおり許可の申請があった。同条第二項で準用する同法第三条第一項の規定により、この申請に係る関係書類を福島県土木部河川港湾総室港湾課、福島県小名浜港湾建設事務所及びいわき市商工観光部産業・港湾振興課に備え置いて平成二十六年九月九日から三週間縦覧に供する。

平成二十六年九月九日

(小名浜港湾管理者 代表者)

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請者の氏名及び住所又は名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名
名称 福島県
事務所所在地 福島県福島市杉妻町二番一六号
代表者の氏名 福島県知事 佐藤 雄平
- 二 免許の年月日
平成一〇年一月二二日
- 三 申請の年月日
平成二十六年八月二五日
- 四 変更事項

1 区域

(変更前) 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑬の地点を結ぶ平成八年の秋分の満潮位(D・L・プラス一・三一メートル)における公有水面と既設工作物(第一西防波堤)との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 下神白一等三角点(北緯三六度五六一分一八秒五六七、東経一四〇度五五分一一秒七七九)から二六三度一分三八秒、一、八〇四・五二メートルの地点
 - ②の地点 ①の地点から一六七度三六分一八秒、四五四・七三メートルの地点
 - ③の地点 ②の地点から一二二度一六分三〇秒、一八二・一〇メートルの地点
 - ④の地点 ③の地点から一三八度一四分一六秒、一六・五〇メートルの地点
 - ⑤の地点 ④の地点から二二八度一四分一六秒、一九七・六九メートルの地点
 - ⑥の地点 ⑤の地点から二二二度一六分三〇秒、二〇四・九九メートルの地点
 - ⑦の地点 ⑥の地点から三〇二度一六分三〇秒、三・一〇メートルの地点
 - ⑧の地点 ⑦の地点から二二二度一六分三〇秒、四五・〇〇メートルの地点
 - ⑨の地点 ⑧の地点から三〇二度一六分三〇秒、一七・〇〇メートルの地点
 - ⑩の地点 ⑨の地点から二二二度一六分三〇秒、三〇七・〇〇メートルの地点
 - ⑪の地点 ⑩の地点から三〇二度一六分三〇秒、二四二・五〇メートルの地点
 - ⑫の地点 ⑪の地点から二二二度一六分三〇秒、三・〇〇メートルの地点
 - ⑬の地点 ⑫の地点から三〇二度一六分三〇秒、二八七・〇〇メートルの地点
- (変更後) 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑬の地点を結ぶ平成八年

年の秋分の満潮位(D・L・プラス一・三一メートル)における公有水面と既設工作物(第一西防波堤)との境界線により囲まれた区域

①の地点 下神白一等三角点(北緯三六度五六分一八秒五四九、東経一四〇度五五分一秒八五九)から二六三度一分三八秒、一、八〇四・五二メートルの地点

②の地点 ①の地点から一六七度三六分一八秒、四五四・七三メートルの地点

③の地点 ②の地点から一二二度二六分三〇秒、一八二・一〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から一三八度四分一六秒、一六・五〇メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から二二八度四分一六秒、一九七・六九メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から二二二度二六分三〇秒、二〇四・九九メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から三〇二度二六分三〇秒、三・一〇メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から二二二度二六分三〇秒、四五・〇〇メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から三〇二度二六分三〇秒、一七・〇〇メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から二二二度二六分三〇秒、三〇七・〇〇メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から三〇二度二六分三〇秒、二四二・五〇メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から二二二度二六分三〇秒、三・〇〇メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から三〇二度二六分三〇秒、二八七・〇〇メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から三〇二度二六分三〇秒、二八七・〇〇メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から三〇二度二六分三〇秒、二八七・〇〇メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から三〇二度二六分三〇秒、二八七・〇〇メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から三〇二度二六分三〇秒、二八七・〇〇メートルの地点

⑱の地点 ⑱の地点から三〇二度二六分三〇秒、二八七・〇〇メートルの地点

(港湾課)

福島県告示第五百三十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業について、次のとおり認可した。

平成二十六年九月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 施行者の名称 白河市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 県南都市計画道路事業 七・七・百三十二号 乙姫プロムナード三号線
- 三 事業施行期間 平成二十六年九月九日から平成二十八年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 白河市道場小路及び会津町地内

(まちづくり推進課)

福島県告示第五百四十号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十六年八月二十日次のとおり指定した。

平成二十六年九月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- | 氏名又は名称 | 住所 | 指定の有効期間 | 売りさばき所の名称及び所在地 |
|--------|----------|----------------|---------------------|
| 有限会社喜多 | 喜多方市松山町大 | 平成二十六年八月二〇日から | 第一自動車教習所 |
| 方ビジネス | 飯坂字切添二四一 | 平成二十二年三月三十一日まで | 喜多方市松山町大飯坂字切添二四一三番地 |

(出納総務課)

公 告

公告第二百五十六号

東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第四十八条第四項の規定により、いわき市復興整備計画にいわき都市計画の変更に係るいわき都市計画に定めるべき事項を次のとおり記載する予定である。

平成二十六年九月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 都市計画の変更の種類及び名称
 - 1 種類 いわき都市計画道路
 - 2 名称 三・四・一一一号勿来小浜線
- 二 新たに都市計画に含まれる土地の区域

いわき市のうち岩間町川田及び岩下の各一部の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所及び縦覧期間
1 縦覧場所
福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課及びいわき市都市建設部都市計画課

2 縦覧期間
平成二十六年九月九日から同月二十四日まで

四 その他

いわき市都市計画道路を変更する案について、いわき市の住民及び利害関係人は、東日本大震災復興特別区域法第四十八条第五項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を福島県いわき建設事務所長又はいわき市長を経由して、三の2に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

公告第二百五十七号

東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第四十八条第四項の規定により、いわき市復興整備計画にいわき都市計画の変更に係るいわき都市計画に定めるべき事項を次のとおり記載する予定である。
平成二十六年九月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 都市計画の変更の種類及び名称

1 種類 いわき都市計画河川

2 名称 三号諏訪川

二 都市計画の変更を定める土地の区域

1 新たに都市計画に含まれる土地の区域

いわき市平豊間のうち字塩場、字兔渡路、字下町及び字下ノ内の各一部の区域

2 都市計画から除外される土地の区域

いわき市平豊間のうち字兔渡路、字下町及び字下ノ内の各一部の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課及びいわき市都市建設部都市計画課

2 縦覧期間

平成二十六年九月九日から同月二十四日まで

四 その他

いわき市都市計画河川を変更する案について、いわき市の住民及び利害関係人は、東日本大震災復興特別区域法第四十八条第五項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を福島県いわき建設事務所長又はいわき市長を経由して、三の2に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

福島県選挙管理委員会

(都市計画課)

福島県選挙管理委員会告示第四十七号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十一条第一項第三号の規定による次の施設の指定を取り消した旨、須賀川市選挙管理委員会から報告があった。
平成二十六年九月九日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊地 俊彦

取消年月日	施設の所在地	施設の名称	施設の管理者
平成二十六年八月十二日	須賀川市八幡町一三五番地	須賀川市体育館	須賀川市長